



テールゲートリフター特別教育（学科）

主催：（一社）飛騨地区労働基準協会連合会



貨物自動車での荷役作業に関し、墜落・転落、荷の崩壊・倒壊等の労働災害が多発し、このような状況から労働安全衛生規則が改正され、昇降設備の設置義務や保護帽の着用範囲が拡大されました。

その一環として、労働安全衛生法第59条第3項に係る特別教育に関する規定も改正され、令和6年2月1日から貨物自動車での荷役作業におけるテールゲートリフターの操作の業務に労働者をつかせるときは、「安全衛生特別教育規程第7条の4」に基づく教育を行わなければならないこととなりました。

当連合会では、このほど下記によりこの特別教育を実施することとしたので、多くの関係者が受講されますようご案内します。

なお、今回の特別教育は学科教育のみで、実技教育（2時間）は各事業場で実施していただくこととなりますが、実技教育に関する事項は講習時に説明します。

開催日程	令和6年1月25日（木） 午前9時00分～午後14時00分
実施場所	飛騨・世界生活文化センター（〒506-0032 高山市千島町900-1）
受講料	（テキスト代・消費税10%含む） 当労基連合会会員 1名につき 8,800円（内消費税800円） 非会員 1名につき 11,000円（内消費税1,000円）
対象者	テールゲートリフターを直接操作する者（キャストーストッパー等の操作及び昇降版の展開・格納などテールゲートリフターを使用する者を含む）
受講定員	60名（定員になり次第締め切らせていただきます）

【カリキュラム等】

講習科目		講習時間
学科	テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱いの方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法 1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止 2時間
	関係法令	法令及び安衛則中の関係条項 0.5時間

※ 本講習の全科目を修了した方には、学科のみ修了した修了証を当日交付します。
※ 学科講習の終了後、理解度確認試験を行います。

お申込み

裏面の受講申込書に所要事項を記載し、下記によりお申込み下さい。

- ◆ 受講料は現金を添えてお申込みいただくか、銀行振込みでお願いします。
- ◆ 申込書はFAXでも可。
- ◆ 振込口座：十六銀行 高山支店
普通預金：0668241
口座名：一般社団法人 飛騨地区労働基準協会連合会
- ◆ 受講者が定員に満たない場合は、中止になることがあります。
- ◆ 申込先
〒506-0025 高山市天満町4-70 ア・ラックスビル2階

岐阜労働局登録教習機関

一般社団法人 飛騨地区労働基準協会連合会

TEL：(0577-32-2453) FAX：(0577-36-0350)

テールゲートリフター特別教育受講申込書

開催日	令和6年1月25日（木）開催分
------------	------------------------

事業場名	
------	--

所在地	〒□□□-□□□□
-----	-----------

担当者所属	氏名
-------	----

電話番号	FAX番号
------	-------

当連合会会員・非会員別	1. 会員 2. 非会員 （該当数字を○で囲んでください）
-------------	-------------------------------

No.	受講者（氏名は、自動車運転免許証記載の通り記入して下さい）				現住所
	フリ 氏	がな 名	性別	生年月日	
			昭 平	. .	〒□□□-□□□□
		男 女	昭 平	. .	〒□□□-□□□□
		男 女	昭 平	. .	〒□□□-□□□□
		男 女	昭 平	. .	〒□□□-□□□□
		男 女	昭 平	. .	〒□□□-□□□□

(一社)飛騨地区労働基準協会連合会長 殿

令和 年 月 日

事業場名
申込責任者氏名

※ 本申込書にご記入いただいた個人情報は、修了証へ記載するためのものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。